

亀井利明編著

改訂保險總論

法律文化社

序

保険に関する研究はその現象領域に應じて、保険経済論、保険経営論、保険法論に分類することができ、さらに保険種目に應じて、海上保険論、火災保険論、生命保険論、社会保険論等に分類することができる。前者は保険種目を一応捨象して、保険現象一般を取り扱うのに対し、後者は当該保険種目の範囲に限定し、それぞれ力点の置きどころこそ異なるとはいえ集合科学的ないし学際的性格を保持している。

保険に関する各種の研究のうち最も遅れているのは保険経営論の領域であろう。これは同じ経済科学に属する保険経済論に比べて、保険経営論は個々の保険現象の醇化程度の低いものを取り上げること、保険技術や保険業務を研究対象として取り上げることに抵抗を感じ、個別経済的視点より社会経済的視点の方が学問的価値ありとする時代遅れの認識が学界保険学者達を支配していたからである。そのため、若干の例外はあるが、保険経営論は業界保険学者達によって論じられていた。

そこで、われわれは五年前、共同して「保険経営論」を公刊し、これをそれぞれの大学の保険論の教材として用いた。その間の授業経験ならびに保険業界の推移により、本書を大幅に改訂する必要性を感じ、一九七二年四月より今日まで研究会を持ち、相互に討論を重ねてきた。その結果、単なる保険経営論の改訂に止まることなく、保険各論に基礎をおき、新たな構想のもとに展開された保険経済論をも含めて、保険総論として刊行すべきことに決した。そこで、われわれ六名はそれぞれの研究領域や問題意識に應じて分担執筆することにし、編および章の構成は亀井の原案に従った。本書の分担を執筆順に示せば、以下のとおりである。

第一編第一章、第二編第六章、第三編第一章、第四編第一章、第四編第七章

亀井利明

第二編第二章、第一編第三章、第一編第五章

姉崎義史

第一編第四章、第一編第六章、第三編第二章、第三編第五章、第四編第四章

金子曉実

第二編第一章、第二編第五章、第二編第三章、第四編第三章

榎原朗

第二編第二章

大城裕二

第二編第三章、第三編第三章、第四編第二章、第四編第六章

玉田巧

第二編第四章、第三編第六章、第四編第五章

三好義之助

本書は形式上、亀井の編著となっているが、実質上は六名の共著である。それゆえ、各章内の構成や行文の不一致が生じたので、できるかぎり、それを改めるように努力はしたが、いまだ完全ではない。また、われわれはいずれも若く、保険学徒としての経歴も短い。それがため、本書の記述に未熟な点やミスを犯している点もあることと思う。大方の教示を乞うものである。

一九七三年七月

〈改訂版序文〉

本書の初版が出てから四年の歳月が流れ、その間に保険事業はいちじるしく進展し、保険理論の深化が見られた。本来は、根本的な書き換えが必要であるが、時間的余裕なく、応急的修正と二つの章を追加するに止めた。そのうち、第二編第二章は新しく大城裕二君に執筆してもらった。

一九七八年一月

亀井利明

目次

序

第一編 危険と保険

第一章 保険の研究	一
-----------	---

一 保険に関する学問(一).....二 保険経済学と保険経営学(二).....三 リスクマネジメント論(四).....四 保険の社会学的研究(五)	
---	--

第二章 危険	一〇
--------	----

一 危険の概念(一).....二 危険の測定(二).....三 保険経営原則と危険(三)	
--	--

第三章 リスクとリスクマネジメント	一八
-------------------	----

一 リスク(一).....二 リスクマネジメント(二)	
-----------------------------	--

第四章 保険の意義と機能	二五
--------------	----

一 保険の根本原則(一).....二 保険学説(二).....三 保険の機能(三)	
---	--

第五章 保険の限界	三四
-----------	----

一 保険成立の要素と限界(一).....二 保険技術的限界(二).....三 経済的限界(三)	
---	--

第六章 保険の分類……………三

- 一 法律上の分類(四二)……………二 保険の基本要件による分類(四四)……………三 経済、経営、政策ならびに保険技術面よりみた分類(四七)……………四 基本的体系による分類(四七)……………五 保険の本質的機能による分類(四七)……………六 生命、損害保険の種類(四九)

第二編 保険の経済的構造

第一章 保険の歴史……………三

- 一 保険の起源——原始的海上保険の発生(五三)……………二 原始的生命・火災保険の生成(五〇)……………三 現代的保険の成立(六三)……………四 近時における保険の発展(六六)……………五 日本における社会保険の発展(六九)

第二章 わが国における保険の発展……………七

- 一 保険前史(七六)……………二 保険事業の創始(七六)……………三 保険事業の確立(八二)……………四 第二次大戦前の保険事業の発展(八三)……………五 第二次大戦後の発展(八六)

第三章 経済発展と保険……………九

- 一 離陸のための先行条件期と保険(九二)……………二 離陸期と保険(九五)……………三 成熟への前進期と保険(九七)……………四 高度大衆消費時代と保険(一〇一)

第四章 経済政策と保険……………一〇

- 一 経済政策保険の意義(一〇二)……………二 経済政策保険の経営形態(一〇七)……………三 経済政策

保険の種類……(二六)

第五章 保険と社会保障……………二六

一 序 説(二六)……………二 社会保険の台頭(二七)……………三 社会保障の意義(二五)

第六章 保険政策と保険行政……………二六

一 保険政策と保険行政の關係(二三)……………二 保険行政の理念(二九)……………三 保険行政の必要と限界(二三)……………四 保険行政の範圍と体系(三三)

第三編 保険經營の形態

第一章 ロ イ ズ……………一三七

一 個人保険業者とロイズ保険組合(三七)……………二 ロイズの構成員(三九)……………三 ブローカーの活動(四四)……………四 ロイズの保険業者団体(四三)

第二章 組 合 形 態……………一四六

一 組合の意義(四六)……………二 協同組合(四六)……………三 共 済(四五)……………四 相互保險組合(五五)……………五 民法上の組合と共済および相互保險を営む団体との結合の相違(五五)

第三章 相互会社形態……………一五六

一 序 説(五五)……………二 近代的相互会社形態の發展(五七)……………三 相互会社の組織構造(六六)……………四 相互会社の財務構造(六六)……………五 株式会社と相互会社の接近(六六)

第四章 株式会社形態……………一六六

一 保險事業と会社形態(二六)……………二 保險株式会社と保險相互会社(七〇)……………三 保險株式会社の経営組織と経営支配(七三)……………四 保險株式会社の相互化(七六)	第五章 企業結合形態……………一七九
---	--------------------

一 企業結合の意義(七九)……………二 保險事業の企業結合(八三)	第六章 国公営形態……………一八七
-----------------------------------	-------------------

一 保險国営論(八七)……………二 国営保險形態の分類(九〇)……………三 民営保險の国有化(九三)
--

第四編 保險經營の機能

第一章 アンダーライティング……………一九七

一 アンダーライティングの意義(九七)……………二 個人的アンダーライティングと組織的アンダーライティング(九八)……………三 アンダーライティングの目的と基本原則(一〇〇)……………四 アンダーライティングの形態(一〇三)
--

第二章 保険料の決定……………二〇七

一 保険料と保險經營(一〇七)……………二 純保險料の算定(一〇九)……………三 危険の分類と保險料政策(一一三)……………四 主要保險の保險料(一二六)

第三章 マーケティング……………二二三

一 保險用役とマーケティング(一二三)……………二 保險用役の販売経路(一二四)……………三 生保の販売組織(一二六)……………四 保險用役の商品計画(一二八)
--

第四章	再保険と保有	三三〇
一	再保険の意義(二三〇)……………二 再保険の種類(二三一)……………三 保有(二三三)……………四 保険 プール(二三四)……………五 再保険の契約方式(二三六)	
第五章	保険金の支払	三三九
一	保険金支払の機能(三三九)……………二 損害査定の方法(三四〇)……………三 保険金の支払と保険 経営(三四六)	
第六章	投資	三四八
一	財務投資と保険経営(三四八)……………二 保険資金の形成とその特性(三五〇)……………三 投資経 営原則と法的規制(三五二)……………四 投資行動の特質と財務投資の動向(三五六)	
第七章	保険会計	三六〇
一	保険事業の損益計算(三六〇)……………二 損益計算と保険契約準備金(三六二)……………三 保険契 約準備金の内容(三六六)	

第一編 危険と保険

第一章 保険の研究

一 保険に関する学問

地中海貿易が発達して、その取引が大量化し、複雑化すると、その危険を担保する海上保険が生まれ、取引内容や慣行がしだいに高度化してきた。一六世紀後半に入ると、主としてイタリアの貿易業者や保険業者は取引慣行を組織化し、これを系統的に理解し、応用していくため海上保険取引の学問的研究を始めた。他方、海上保険取引に關して生起する訴訟事件に対処するため裁判官や弁護士もその研究を始めた。このような、海上保険取引の實際的要請に応じて商学ないし法学としての海上保険論が展開された。

一八世紀に入ると統計学・確率論が発達してくるが、これが生命保険の経営に科学的基礎を与える結果となり、生命保険の技術的数学的取扱いが学問的体系を持ってきた。それは保険数学やアクチュアリー学（生命保険経営論の一形態）である。この中心をなしたのは英国およびフランスである。英国では一方において地中海時代の伝統を引きついで海上保険論を展開し、他方において生命保険経営論と同傾向の技術論として火災保険経営論を展開していた。

一九世紀後半に入るとドイツにおいて社会保険を中心として、保険の国家学的立場からの研究が行なわれるよう

になり、これが保険の経済学的研究の先べんをつけることになった。しかし、一八九九年に設立されたドイツ保険学会の定款の採用した保険学の定義は次のようなものであった。「保険学とは、その存立および発展が保険制度に役立つところの法律学的、経済学的ならびに数学的、自然科学的知識の諸部門をいう」

この定義は Manes 流の集合科学 (Sammelwissenschaft) で、当然ドイツの学者から批判がなされた。その代表的な学者は Rohrbach と Hülse であるが、彼らは、「大なる科学の集団から個々の部分を切り取ることによって別個の科学を作り出すことは許されない。集合科学は科学ではなく単なる知識の寄せ集めで、技術論にすぎない」旨の痛烈な批判を行なった。このような批判を契機とし、他面においては経済学から独立を宣言して発達してきた経営学の影響を受け、ドイツ流の総合保険学を経済学または経営学として位置づける学者が現われてきた。それは、既存の保険法学と並んで、保険経済学、保険経営学を樹立しようとしたわけである。ドイツにおけるかかる試みとは別に、英・仏・米においては保険の個別研究が一般化し、法律、経済、経営の枠にかかわらず、保険種目別の研究が完成された。その結果、海上保険論、火災保険論、生命保険論、社会保険論、新種保険論が登場してきた。

わが国の保険論は欧米からの輸入品であるが、明治二六年（一八九三年）村瀬春雄博士が東京高商で保険論を講じたことに始まり、明治二七年（一八九四年）に粟津清亮、志田鉦太郎、玉木為三郎の三大学者によって保険学会が組織され、現在の東京大学、一橋大学を主たる舞台として、保険論が華々しくデビューした。この保険論はその後の保険事業の異常な発達に伴って、ドイツ流の総合保険学を保険総論として、英・仏・米流の個別保険学を保険各論として位置づけたものであった。この伝統は現在でも継承されている。

二 保険経済学と保険経営学

保険総論は古くから保険経済と保険経営の両面の研究を含んでいる。前者は国民経済、後者は個別経済の立場に

立つ研究で、その分析視点を異にしている。前者は、保険経済学 (Versicherungswirtschaftslehre) であり後者は、保険経営学 (Versicherungsbetriebslehre) である。

保険経済学は部門経済学の一つで、保険現象を経済現象として把握し、巨視的立場から分析を進めることを目的とする。全体としての経済的立場からする保険現象の分析は、保険理論、保険史、保険政策と分岐するが、その中心はいうまでもなく、保険理論である。保険理論は学者によって、その構成を異にする。通常、保険の本質、根本原則、機能、経済機構との関連、保険の形態、保険料および保険金の性格、保険資本の性格、保険可能の限界等から構成されているが、保険の本質や機能の分析に最も重点が置かれている。とりわけ、保険の本質に関する研究は、一個のぼう大な学説史を構成するぐらいその研究が盛んである。保険理論に次いで保険史の研究も盛んであるが、これは保険現象の生成・発展を跡づけることを目的とするもので、経済史的手法を以ってする研究である。保険経済学の分野で最も遅れているのは保険政策である。保険政策は保険制度の形成、発展に対する国家の政策を意味するが、国民経済の立場からして、望ましい保険制度、あるべき姿の保険を追求し、それに到達する手段、方法等の分析を行なう。

次に、保険経営学は部門経営学の一つで、保険制度や保険事業の内外に生起する経営現象の解明を目的とする。現実の保険現象や保険制度は保険経営の機能(業務)を通して形成される。そして、この場合の機能は組織と取引の統合のうえに遂行されている。すなわち、組織は取引を通じて機能する。したがって保険経営現象は組織、取引、機能に分解することができる。保険組織は静態的・構造的性質を持った仕組みであって、制度性を有し、保険取引は動態的・慣習的性質を持った行為であって、対外性を有し、保険機能は技術的・管理的性質を持った業務であって、計算性を有する。

保険組織はその形成原理に従って、外的発現と内的発現を見る。外的発現は法的なものと経営的なものとに分かれるが、前者は企業形態としての株式会社、相互会社、組合、個人の形を取り、後者は再保険組織、代理店組織、その他の市場組織を生む。保険組織の内的発現は経営組織の構成となって現われ、内部機構、企業結合、グループ経営の問題を生む。

保険取引は保険企業と保険需要者（契約者）との定型的契約関係である。それは危険大量の原則、危険分散の原則および危険同質化の原則によって左右される。保険取引の分析は従来から保険法学の対象として、いちじるしく発達しているが、経営学的立場からする分析は十分ではない。ただし、保険企業の経営原則、経営規模、販売政策、企業間競争、販売価格（保険料）との関連における分析が全く不足しているからである。

保険機能は保険収支に関する技術的な業務で、その維持原理に従って、アンダーライティング、料率決定、マーケティング、再保険および保有、保険金支払、投資、会計計算に分類することができる。最近のアメリカ保険論では大なり小なり、保険企業に対するこのような機能的接近（functional approach）がなされている。

三 リスクマネジメント論

企業危険に関する研究は経営学やマーケティング論の発達につれて行なわれるようになった。その最初の文献は Leiner, F., Die Unternehmungsrissen, 1915 であろう。それ以来今日までにドイツ語系の国々においては、企業危険や危険政策を取り扱った文献はおびただしい数に上り、危険政策（Risikopolitik）を経営学の一分野として定着させた感がある⁽¹⁾。

他方、Shaw に始まるアメリカにおけるマーケティング論はマーケティング機能としての危険負担論を展開し、これが American Marketing Association の定義委員会において一九三一年から一九三五年の検討をへて危険管理

(risk management)と改称され、今日に至っている。⁽²⁾ ほぼ同じ時期にアメリカの経営財務論においても企業危険や危険管理に関する問題が取りあげられていた。こうした動向の影響を受けて、アメリカ保険業界や学界にも risk management や risk manager という概念が導入された。しかし、それは第二次大戦前のドイツの危険政策論の影響が絶無とはいえない。本格的なリスクマネジメント論が展開されたのは第二次大戦後のアメリカ保険学会においてである。

およそ企業が大規模化し、組織が複雑になり、競争が激化してくると各種の危険が登場し、経営を破綻させ、企業を倒産に導く可能性が高まってくる。そこで、企業は需要、供給の両面にわたって、綿密な調査を行ない、入手しうる資料と過去の経験とを基礎として、経済事情を分析し、それにもとづいて計画をたて、企業の投下する資本と労働の妥当な対価としての、あるいは企業のおかす危険を償うに足る対価としての合理的利潤のあげられることを期待し、かつ努力する。企業利潤は企業危険負担の対価であるから、両者は正比例関係に立つのが普通であるけれども、企業は可及的に危険を小ならしめ、利潤を大ならしめるよう行動する。そのためには、危険を分析し、危険に対処する方法を総合的、計画的に行なう必要がある。すなわち、利潤を得る以上危険は当然のことであるとして、これを消極的に負担するだけでなく、積極的にこれが防止に努め、可能なる場合にはこれを他に転嫁することが必要である。この場合に登場する管理領域がリスクマネジメントである。

危険の排除

- ① 危険の予防―各種安全施設の設置等
- ② 危険の結合―各種の協定、合併、組合の結成等

- ③ 危険の引当—自家保険、各種引当金の設定等
- ④ 危険の軽減—市場調査、市場分析等

危険の転嫁

- ① 危険の分割—責任転嫁、下請契約等
- ② 危険の相殺—先物取引、掛繋取引等
- ③ 危険の分散、保険、キャプティグ等
- ④ 危険の保証—保証契約等

リスクマネジメントは最広義においては以上のすべてを含むものであるけれども、そのうち、最も重要なものは危険の分散（すなわち保険）であるから、最狭義には保険管理を意味する。ただし、将来発生するであろうところの不可測性の巨大な危険を現在の確定的費用におきかえること、すなわち、危険の費用化、危険の合理的処理につき保険が最もすぐれているからである。そこで各種企業はその企業の実情に適した保険の合理的選択が必要となる。それがためには、企業危険の正確な分析とそれを処理する専門知識が要請される。アメリカの大企業には専従のリスクマネジャーをようし、中小企業は独立したリスクマネジャーをコンサルタントとして利用している。

注(1) この詳細については拙稿「企業危険論序説(一)(二)(三)」共済保険研究 昭和三六年九・十・十一月号参照。

(2) この点については前記拙稿(二)六〇頁以下および拙稿「配給機能としての危険負担機能」日本商業学会編マネジリアル・マーケティング(昭和四〇年)、拙稿「リスクマネジメントの内包と外延」損害保険研究三八の四参照。

四 保険の社会学的研究

保険現象が生起し、保険制度が形成されるのは保険技術の機能化によってである。保険技術の機能化は当然、取引を通じて形成される危険集団とそれを保持するための組織を前提とする。かくて、保険現象や保険制度は保険そ

れ自体の企業化によってもたらされる。保険は本来危険処理と貨幣操作の技術であるが、これを機能化するに当たっては保険種目や企業目的に照応した保険技術の各種組み合わせが要請される。そこに登場するのが組織の外的表現としての企業形態である。

保険事業に見られる企業形態は資本の調達および支配の帰属が私的か公的かによって、私企業と公企業に分かれ、その営む保険も私保険と公保険に類別される。私企業は出資、支配、危険負担、構成員等によって、個人企業、組合企業、会社企業に分かれる。

公企業は別として、私企業の場合、その組織形成の原理は営利(業)主義、相互主義、協同組合主義ということになり、保険事業独特の企業形態を生む。相互主義や協同組合主義は企業形態の組織化内に顧客者層を抱き込み、契約者ないし組合員自治を標榜してはいるが、それは単なる外見に止まっている。現に相互保険や協同組合保険を営む組織には、適正規模を越えた何が何でも式の優績主義や追いつけ追い越せ式の巨大主義が一般化している。これは、いかに非営利組織であっても、純然たる相互救済組織であっても、それが成長し、発展してくると、組織が大規模化し、その原点にあった精神や目的が稀薄になり、一面において官僚主義、他面において商業主義を持つに至ることを意味する。その結果、大規模化した組織の運営には組織構成員の意思が十分反映されず、リーダーシップをにぎった特定の人々の意思に左右される可能性が大となる。つまり、組織形成は必然的に大規模化を招来し、組織自体が原点の目的から若干とも逸脱しなければ、一層の発展ならびに組織維持が困難となるのである。かくて、保険事業においては、いかなる組織形成の原理を取ろうと、それは組織化当初の原理に止まり、行動の原理とは遊離したものとなり、結果的には営業保険と大差なきものとなってしまふ。そこに見られるのは組織目的の変化や集団における社会的な相互行為や対立関係であり、協力や服従の問題、支配や競争の問題、組織理念と行動の乖離問

題などであり、社会学的に解明しなければならぬ多くの問題を有している。

いうまでもなく保険事業には意識的であると否とを問わず、あるいは直接的たると間接たるとを問わずその技術的要請からして、多数契約者の結合を必要とする。これは契約者集団、保険団体、危険団体と呼ばれている。これは明確なる統合体を伴わぬため、単に理念として捕えられている。けだし、相互救済連帯意識を最初から持たないか、あるいはそれが除去されて自己本位に行動する多くの組織化されない契約者の存在が普通だからである。

しかし、彼らとていつまでも組織化されないわけではない。豊かなる社会の登場とともに既存の秩序や組織に疑問を抱く人々は社会学という小集団を始めとし、大衆組織のような団体を結成しようとする動きがでてきた。これはいまだ直接的に危険団体の管理者たる保険企業には向けられてはおらず、企業の提供する商品やサービス一般に向けた消費者団体という形を取っている。消費者団体は消費者運動 (consumer movement) の中心である。

消費者運動には①商品テスト型(情報型)、②共同購入・自主生産型(生協型)、③市民運動型(直接行動型)などに類別されるが、その運動は要するに、消費者の生活を阻害する商品やサービスを排除し、危険や不利益を未然に防ぐように産業界や政府機関に要求したり、その社会的責任を追求しようとする運動を意味する。そして、この運動の中心をなす思想がコンシューマリズム (consumerism) である。

コンシューマリズムは単なる契約者保護あるいは消費者保護 (consumer protection) ではなく、直接たると間接たるとを問わず、消費者に対する危害や消費者からの搾取をなくし、市場における企業従属的地位から消費者を解放し、消費者を企業と対等の地位に置こうとする思想である。すなわち、それは商品やサービスに関し、買手責任 (買主危険負担) の原則から売手責任 (売主危険負担) の原則への転換を実現して、消費者主権を社会的に確立しようとする思想である。このような運動や思想は第二次大戦前から存在するが、一九六〇年代に入ってからアメリカおよ